

特定小型原動機付自転車 性能等確認実施要領

令和5年3月15日

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

特定小型原動機付自転車性能等確認実施要領

1. 性能等確認の実施手続等に関する基本方針

特定小型原動機付自転車(以下「特定原付」という。)の保安基準適合性を確保し、特定小型原動機付自転車が安全に利用される環境の整備を促進するという制度の目的に鑑み、告示及び性能等確認実施規程の定めによるほか、この性能等確認実施要領(以下「本要領」という。)で定めるところによるものとする。

2. 性能等確認の業務を行う時間及び休日

- ① 性能等確認の業務を行う時間は、次項の休憩時間及び第3項の休日を除く、午前8時45分から午後17時15分までとする。
- ② 前項の性能等確認の業務を行う時間のうち、午前12時から午後1時までを休憩時間とする。
- ③ 性能等確認の業務の休日は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(特に会長が指定する日を除く。)
 - (3) 1月2日から1月4日及び12月29日から31日まで
 - (4) その他特に会長が指定する日

3. 性能等確認の業務を行う事業所

性能等確認の業務を行う事業所は、昭島研究室(東京都昭島市美堀町4丁目2番2号)とする。

4. 性能等確認の申請に関する事項

4.1 確認申請者

性能等確認について、特定小型原動機付自転車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される特定小型原動機付自転車を製作することを業とする者から当該特定小型原動機付自転車を購入する契約を締結している者であって当該特定小型原動機付自転車を輸入することを業とするもの(以下「製作者等」という。)からの申請を受け付けるものとする。

4.2 申請方法

性能等確認の申請方法は、昭島研究室の窓口申請書面を持参する方法のほか、郵送又は電子メールにより提出する方法とする。

4.3 申請書面

性能等確認は、製作者等からの申請に基づき、特定原付の型式ごとに受け付けるものとする。ここで、同一の型式として扱うことができる範囲は、申請に係る特定小型原動機付自転車の構造・装置・性能の相違が告示第3条第2項第1号イに係る確認に影響するものでない範囲である。

その他申請に関する書面、申請の受付等に係る事項は、「特定小型原動機付自転車の性能等確認事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。)に定めるところによるものとする。

4.4 試験車の提示

- (1) 確認申請者は、性能等確認の申請書を提出した場合、協会に対し、申請に係る特定原付で

あって当該特定原付の製作者等が定める必要な点検整備を適切に実施したもの(以下「試験車」という。)を提示するものとする。

(2) 試験車の搬入先は、昭島研究室とする。なお、当該搬入及び搬出に要する費用は、確認申請者の負担とする。

5. 性能等確認の実施に関する事項

性能等確認の申請を受け付けた場合において、適切に試験車が搬入され、手数料が納付されたときは、性能等確認実施規程及び本要領に基づき、性能等確認を実施することとする。性能等確認においては、確認申請者に立合いを求めるものとする。

6. 性能等確認の結果の活用に関する事項

6. 1 性能等確認の結果の通知

協会は、性能等確認を実施したときは、事務処理要領及び「特定小型原動機付自転車性能等確認通知書発行に関する取扱細則」(以下「通知書取扱細則」という。)に基づき、遅滞なく、性能等確認の申請に係る型式に固有の4桁の通し番号(以下「確認番号」という。)を発行し、通知書取扱細則様式第1により、当該確認の結果を確認申請者及び国土交通省自動車局技術・環境政策課に電子メールで通知するものとする。

6. 2 性能等確認済シール

協会は、性能等確認の結果、適合通知を発出する場合には、その確認区分に応じて、特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)別紙9のシール(以下「性能等確認済シール」という。)の様式に、確認番号等を記入したPNG画像データを作成し、適合通知と併せて確認申請者に提供する。

適合通知を受けた者は、提供された画像データをもとにガイドライン(11)②に掲げる条件に適合するシールを作成するとともに、サンプルとして当該シール2枚を協会に持参又は郵送することにより送付した上で、適合通知に係る型式の特定原付の所定の位置に当該シールを貼付する。

6. 3 性能等確認済シールの貼付状況の管理

協会は、適合通知を受けた者に対して、毎年4月1日に、次の事項について報告を求め、その回答について、受付台帳に記録する。

(1) シールを貼付した型式

(2) (1)の型式ごとの貼付したシールの枚数

(3) その他適正な性能等確認の実施のために必要な事項

7. 手数料

性能等確認に係る手数料は、755,000円(税抜)を基本料金とする。ただし、申請された特定原付の仕様等に応じて、特に異なる試験が必要と認められる項目については当該試験に必要な金額を加算し、特に試験が不要と認められる項目については当該試験に必要な金額を減額する。

8. 不正行為に対する措置

不正申請、適合通知書の改ざん、6. 3の報告を提出しないことその他不正行為が行われたと

きは、次により措置を講ずるものとする。

- (1) 国土交通省の担当部署に通報する。
- (2) 既の実施した性能等確認及び通知書は無効とし、「特定小型原付の通知書発行に関する取扱細則」第8条に規定する所要の手続きを行う。

9. 遵守事項

性能等確認に係る業務を担当する職員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令その他の規定を遵守し、性能等確認等の業務を厳格、かつ、公正に行う。
- (2) 性能等確認等の申請に係る事項及び性能等確認等の状況並びに結果の取り扱いについて注意を払うとともに、職務上知り得た事項の秘守に努めること。

10. 帳簿及び書類の保存

性能等確認に係る業務に関わる帳簿及び書類は、事務処理要領、「性能等確認用機器の保守管理に関する実施要領」、及び「特定小型原動機付自転車性能等確認を担当する職員の教習及び研修に関する実施要領」に基づき、適切に保存及び管理するものとする。

11. 責任の明確化

次に掲げる事項の一に該当する場合は、協会は損害賠償を含む一切の責任を負わないものとする。

- (1) 天災その他の不可抗力により、申請された試験用物件に損害が生じたとき
- (2) 適正な管理を行ったにもかかわらず申請された試験用物件に損害が生じたとき
- (3) 書類が郵送等の途中において紛失したとき
- (4) 申請者又はその関係者が、当協会が発行した適合通知その他の書類を不正に使用したことにより問題が生じたとき
- (5) 申請書、諸元表等申請者から提出された提出物に記載等の過誤があったために問題が生じたとき

附 則

制定（輸技協技第4-203号 令和5年3月15日）

この要領は、令和5年3月15日から実施する。